

第 10 号議案

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年12月1日提出

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する 条例の一部を改正する条例

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年亀岡市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第6条中「場合において、」の次に「同条例」を加える。

第26条中「第27条」を「次条」に改める。

第30条第2項中「第12条第3項から第6項まで」を「第12条第3項から第7項まで」に改める。

第32条中「第26条第1項」を「第26条」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職務 の級 号給	1級	2級
	給料月額	給料月額
1	円 195,800	円 242,000
2	196,900	243,300
3	198,100	244,700
4	199,200	246,100
5	200,300	247,500
6	202,000	248,900
7	203,600	250,300
8	205,200	251,700
9	206,700	253,100
10	208,400	254,300
11	210,000	255,600
12	211,600	256,900
13	213,100	258,100
14	214,800	259,300
15	216,500	260,500
16	218,200	261,700
17	219,400	262,800
18	221,000	263,900
19	222,600	265,000
20	224,100	266,100
21	225,600	267,000
22	227,200	268,000
23	228,800	269,000
24	230,400	270,000
25	232,000	271,000
26	233,700	271,900
27	235,000	272,700
28	236,300	273,600
29	237,600	274,400

30	238,700	275,200
31	239,800	276,000
32	240,900	276,700
33	242,000	277,400
34	242,900	278,200
35	243,800	279,000
36	244,800	279,600
37	245,800	280,300
38	246,700	281,100
39	247,600	281,800
40	248,400	282,500
41	249,200	283,200
42	249,900	283,900
43	250,500	284,600
44	251,100	285,300
45	251,800	286,000
46	252,400	286,600
47	253,000	287,300
48	253,600	287,900
49	254,100	288,600
50	254,700	289,200
51	255,300	289,900
52	255,800	290,600
53	256,200	291,100
54	256,600	291,700
55	256,900	292,300
56	257,200	293,000
57	257,500	293,600
58	257,800	294,200
59	258,100	294,800
60	258,400	295,500
61	258,700	296,100
62	259,000	296,700
63	259,300	297,200

64	259, 600	297, 700
65	259, 900	298, 200
66	260, 200	298, 800
67	260, 500	299, 300
68	260, 800	299, 900
69	261, 100	300, 300
70	261, 400	300, 800
71	261, 700	301, 300
72	262, 000	301, 900
73	262, 300	302, 400
74	262, 600	302, 800
75	262, 900	303, 100
76	263, 200	303, 400
77	263, 500	303, 600
78	263, 800	303, 900
79	264, 100	304, 100
80	264, 400	304, 400
81	264, 700	304, 600
82	265, 000	304, 800
83	265, 300	305, 100
84	265, 600	305, 300
85	265, 900	305, 600
86	266, 200	305, 800
87	266, 500	306, 100
88	266, 800	306, 400
89	267, 100	306, 700
90	267, 400	307, 000
91	267, 700	307, 300
92	268, 000	307, 600
93	268, 300	307, 800
94		308, 000
95		308, 300
96		308, 700
97		308, 900

98		309,200
99		309,500
100		309,900
101		310,100
102		310,400
103		310,700
104		311,000
105		311,200
106		311,500
107		311,800
108		312,100
109		312,300
110		312,600
111		313,000
112		313,300
113		313,500
114		313,700
115		314,000
116		314,400
117		314,600
118		314,800
119		315,100
120		315,400
121		315,700
122		315,900
123		316,200
124		316,500
125		316,800

備考 勤務条件を考慮し、市長が規則で定める職にある者の給料月額は、この表の額に4,000円をそれぞれ加算した額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。ただし、第30条第2項の改正規定は、令和8年4月1日から施行すること。

(給与の内払)

- 2 この条例による改正後の亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

亀岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 本市一般職員の給料表改定に準じ、本市会計年度任用職員の給料表の給料月額を増額改定すること。
- 2 本市一般職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正に準じ、本市会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を改めること。
- 3 その他所要の規定整備を図ること。
- 4 この条例は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用すること。ただし、第30条の改正規定は、令和8年4月1日から施行すること。